

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会の、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、理事及び監事が定款第19条第20条の職務を行った場合の対価又、評議員が定款第11条の職務を行った場合の対価をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対し理事会に出席した時にその都度定額を支払うことができる。
- 3 評議員に対し評議員会に出席した時その都度定額を支払うことができる。
- 4 常勤職員が報酬の支給対象となる職務を行っても報酬は支給しない。

### (報酬等の額)

第4条 この法人の役員の報酬の総額は20万円以内とする。

- 2 役員及び評議員の報酬は日額3000円を支給する。

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金をもって本人に支給する。

**(公 表)**

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改 正)**

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**附 則**

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。